

平成 24 年 9 月 10 日

各 位

株式会社 北洋銀行

## 「北洋中小企業再生ファンド」を創設します ～ 中小企業金融円滑化法の「出口戦略」の手法の一つ ～

北洋銀行は、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ(以下、「JWP」)と共同で「北洋中小企業再生ファンド」を創設します。

主に北海道に所在する経営・財務状況の再構築を必要としている融資取引先企業に対して、本ファンドを利用し、JWP と連携しながら、地域金融機関としてのコンサルティング機能を発揮した事業再生支援を行うことにより、北海道経済の活性化につなげていくことを目指します。

本ファンドの特徴は以下のとおりです。

1. 中小企業金融円滑化法の「出口戦略」の手法の一つであること。

～ファンドを利用することで、事業価値の毀損が少ないうちに、再生企業の過剰債務を短期間で除去することが可能となり、結果、早期事業再生の可能性を高めることができます。

2. 北洋銀行のプライベートファンド(民・民ファンド)であること。

(1)北洋銀行が本ファンドに対して一部出資を行います。

～再生企業としても北洋銀行が出資したファンドであり、安心して事業再生に取り組むことが可能となります。

(2)北洋銀行、JWP により構成される「諮問委員会」を設置します。

～再生企業の再建期間においても北洋銀行が関与し続けることが可能となり、再生計画の変更、経営指導、経営者派遣等の提言を行うことで、再生の実効性を高めることが可能となります。

3. 北海道中小企業再生支援協議会と連携すること。

～事業再生に向けて複数の金融機関との調整が必要となる場合、北海道中小企業再生支援協議会と連携することで、円滑に手続きを進めることが可能となります。

当行は従来から地域密着型金融施策の一環として、企業の「経営改善支援・事業再生支援」を行ってきましたが、本ファンドの創設により更なる企業支援、地域貢献に取り組んでまいります。

以 上

【別紙】

ファンドの概要

1. 名称	「北洋中小企業再生ファンド」
2. 取扱開始時期	平成 24 年 9 月(予定)
3. ファンド形態	プライベートファンド(民・民ファンド)
4. 運営主体	株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ(JWP)
5. 投資対象先	主に北海道に所在する経営・財務状況の再構築を必要としている北洋銀行融資取引先
6. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・北洋銀行が行う中小企業金融円滑化法の「出口戦略」の手法の一つです。</li><li>・本ファンドに対して北洋銀行も一部出資を行います。</li><li>・北洋銀行、JWP により構成される「諮問委員会」を設置し、北洋銀行も本ファンドに関与します。</li><li>・北海道中小企業再生支援協議会と連携します。</li></ul>

(注) 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ(JWP)は、日本国内の投資家の資金を日本企業に提供することにより、地域の活性化・企業の再生に資することを目的とするファンド運営会社です。